

平成30年10月

当座勘定をご利用のお客さまへ

茨城県信用組合

### 「当座勘定規定」改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

平成30年10月9日（火）より、全銀システムの稼働時間拡大に伴い、平日夜間・土・日・祝日にも振込が可能となることを踏まえ、当組合では「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定を行いましたので、お知らせします。

なお、このお取り扱いはずすでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

敬具

#### 記

##### 【対象規定】

規定名	改定箇所
当座勘定規定	第9条（支払の範囲）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第10条（支払の範囲）

##### 【当座勘定規定の改定内容】

改定前	改定後
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 同左</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

（注）当座勘定規定（専用約束手形口用）第10条も同内容の改定となります。

以上